

## 就労系障害福祉サービスの在宅利用に係る取り扱い Q&A

令和8年1月

**Q1 対象となるサービス種別は何ですか。**

A1 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型です。

**Q2 在宅利用が認められた場合の通知はありますか。**

A2 受給者証に「在宅利用／（事業所名）」と印字します。

**Q3 「在宅でのサービス利用届出書」の提出をもって在宅利用が認められますか。**

A3 書類の提出をもって在宅利用のサービス更新を認めるわけではなく、提出書類の内容を精査した上で判断となります。必要に応じて、対象者との面談をさせていただく場合もあります。また、在宅利用が認められた場合でも、期間を遡っての利用は認められませんので、必ず事前に提出してください。

**Q4 利用する事業所を変更した場合の手続きはどのように行いますか。**

A4 既に在宅利用が認められている場合でも、改めて受給者証に事業所名を印字しますので、事業所を変更する場合は、改めて変更後の事業所が作成した「在宅利用における申出書」「個別支援計画の写し」を提出してください。  
事業所を変更せずに利用していたことが判明した際には、報酬の返還等を求めることがありますので、ご留意ください。

**Q5 利用者の体調不良時の対応はどうしますか。**

A5 風邪等の感染症やその他疾病等による身体的な不調、精神疾患等による精神面の不調のいずれの場合においても、在宅利用者が行う作業活動や訓練等のメニューが利用できる状態にないと判断される場合は、欠席として取り扱い、基本報酬の請求は不可とします。

**Q6 利用者の臨時的な予定（通院、介護、子育て等）及び一時的な天候不良やインフルエンザ等の流行により事業所を臨時的に閉鎖する場合に在宅利用はできますか。**

A6 在宅利用については、個人的な予定や事業所の都合等により自由に変更するものではなく、事前に個別支援計画に位置付け、計画的に利用していただく必要があるため、上記のような場合における在宅利用は不可とします。また、事業所の臨時的な閉鎖の場合においても、在宅でのサービス利用者に対する適切な支援を行うことができないと判断されるため、在宅でのサービス利用者においてもその期間中の在宅利用は不可とします。

**Q7 在宅就労中で、昼休憩等の時間帯にヘルパー支援を受けてもいいですか。**

A7 在宅就労中は報酬算定上、通常の通所による支援と考え方は同じであり、就労中に他の障害福祉サービスを同時に受けることはできません。